

いにしている。そこで、児童が自分らしい表現ができるように、児童がつくりだす絵や立体、つくりたいものをつくることや工作に表す表し方や作品を幅広くとらえることが大切である。

② B 鑑賞

ア 作品などに関心をもち、そのよさや美しさなどに親しむようとする。

鑑賞の活動は、造形作品など創造されたものによさや美しさなどに対する共感やあこがれの感情に基づいて行われるものである。しかも、その感じ方や見方は、一人一人の感覚や美的な体験などをもとにして行われるものであり、どのような感じか、どのようにとらえるかなどには、一人一人の好みや美しさなどを感じる感情や価値などが強く働くところである。

そこで、指導に当たっては、児童の発達などの実態を考慮し、基本的には、表現活動と関連付けることが大切である。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 第2の各学年の中の内容については、児童の実態などを考慮し、2学年まとめた内容について最初の学年において、学習活動の程度が高くならないようにすること。
- ② 第2の各学年の中の「A表現」の(2)の指導に配当する授業時数についてはつくりたいものを作ることや工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表す内容に配当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。
- ③ 第2の各学年の中の「B鑑賞」の指導については、「A表現」との関連を図るようにすること。ただし、児童や学校の実態に応じて、指導の効果を高めるため必要がある場合には、独立して行うこと。
- ④ 第2の各学年の中の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げること。
- ⑤ 低学年においては、生活科などとの関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。

(2) 材料や用具の取扱いについては、次の事項に配慮する必要がある。

- ① 必要に応じて当該学年より前の学年において、初步的な形で取り上げ指導することができる。また、その後の学年で繰り返し取り上げるようにし、材料や用具を使ったり生かしたりする経験を重ねながら、児童がそれらの適切な扱いに慣れるようにすること。
 - ② 材料については、集める方法を工夫するとともに、使い終わった材料の処理についても、環境への配慮が必要であること。
 - ③ コンピュータ、写真機、コピー機などの機器の利用については、いろいろな用具の中の一つとして扱い、児童一人一人の発想や構想などの能力の育成を図るために利用すること。
 - ④ 造形活動の材料は、地域の特徴を生かし、入手が容易な材料や児童の身近にある材料をとりあげること。
 - ⑤ 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、事故防止に十分に配慮すること。
- (3) 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるように配慮するものとする。